03(6402)9555 FAX 03(6402)9556

URL http://www.kojimaz.jp E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

確定申告において家族の分を払った場合の所得控除の適用の有無

私は毎年確定申告をしていますが、社会保険料や生命保険料、医療費など家族の分も払っ ているものがありますが、それぞれ所得控除の適用をしてよいのでしょうか?

解說

確定申告をする際に申告者本人の分だけではなく家族の分を払った場合にも、申告者の 所得控除の対象にできる場合があります。

社会保険料控除 1.

✓本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払っ た場合には、その支払った金額が控除されます。

※配偶者の年金から控除されている介護保険の掛金については、配偶者が払っているので、 本人の社会保険料控除の対象とはなりません。

生命保険料控除 2.

✓本人が、生命保険契約等、介護保険料等の保険料や掛け金を支払った場合に控除されま す。

✓生命保険契約等については、その保険金の受取人の全てがその保険料等の払込をする者 またはその配偶者その他の親族でなければなりませんが、必ずしも払い込みをする者が保 険契約者である必要はありません。

3. 地震保険料控除

✓本人が、本人もしくは本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時そ の居住の用に供するもの又はこれらの者の有する生活に通常必要な家具等にかける保険料 を支払った場合は、一定額が控除されます。

医療費控除 4.

✓本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったとき に控除されます。

要するに…

本人の所得控除の対象とできるかどうかの一つのポイントは、「生計を一にしているかどう か」ということがあげられます。生計を一にするとは日常の生活の資を共にすることをいい ます。勤務等の都合で別居している場合でも、生活費等は負担している場合は該当します。